

## 柏原市月次支援金等受給者応援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国の月次支援金または持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金の低感染リスク型ビジネス枠の給付要件を満たし、給付の決定を受けた事業者に対して、事業継続に頑張る中小企業者等に対し、柏原市月次支援金等受給者応援金（以下「応援金」という。）を交付することで、事業の経営安定に資することを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 応援金の交付対象者となる者は、柏原市内に主たる事業所を有する個人、または市内に本店を有する法人であって、現に事業を継続しており、令和3年4月1日以降に、次の各号に掲げるいずれかの支援を受けた者とする。

(1) 月次支援金

(2) 持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

(3) ものづくり補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

(4) IT導入補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

2 上記以外の支援には、応援金の交付はしないものとする。

3 前項の規定に関わらず、次に掲げる中小企業者等には応援金の交付はしないものとする。

(1) 市税を滞納している者。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(2) 次のいずれかに該当する者。

ア 暴力団（柏原市暴力団排除条例（平成25年12月20日条例第27号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（条例第2条第7号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団密接関係者（条例2条第8号に規定する暴力団密接関係者をいう。）

エ 営業に関して必要な許可等未取得していない者

オ 応援金申請日時点で廃業している者

カ 公共法人、政治団体、認可地縁団体及び宗教上の組織若しくは団体

キ その他市長が適切でないと認める者

### (応援金の額等)

第3条 対象者に交付する応援金の回数は、1事業者あたり、次の各号につき、それぞれ1回を限度とする。また、応援金の額は以下のとおりとする。

(1) 月次支援金受給者（個人事業者等）：100,000円

月次支援金受給者（中小企業者等）：200,000円

(2) 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金のいずれかの受給者：200,000円

### (応援金の交付申請等)

第4条 応援金の交付を受けようとする者は、柏原市月次支援金等受給者応援金交付申請書兼請求書

(様式第1号。以下「申請書」という。)により応援金の交付申請及び請求することができる。

2 応援金の申請は、令和4年3月31日(必着)までに申請書により行わなければならない。

3 申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 第2条第1項各号に掲げる支援を受けたことを証する書類の写し

(2) 個人にあつては、市内に主たる事業所を有することを証する書類の写し、法人にあつては、市内に本店を有することを証する書類の写し

(3) 申請書に記載された振込先に係る事項が確認できる通帳等の写し

(4) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(交付の決定等)

第5条 市長は、応援金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その交付の可否を決定し、柏原市月次支援金等受給者応援金交付決定通知書(様式第3号)または、柏原市月次支援金等受給者応援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をするにあたり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 帳簿書類等の報告および検査を求められた場合は協力すること。

(2) この要綱を遵守すること。

(応援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により応援金の交付決定を行った場合には、すみやかに応援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により応援金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不適正と認めたとき。

2 市長は前項の規定により交付決定の取り消しを行ったときは、その旨を柏原市月次支援金等受給者応援金交付決定取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(応援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定による交付決定の取り消しが行われた場合で、すでに応援金を交付している場合は、柏原市月次支援金等受給者応援金返還通知書(様式第6号)により、交付対象者に期限を定めて返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から実施する。